

『手話は言語』

ろう者にとって手話は『自分たちの言語である』と言います。

昔、口の形から言葉を読み取るといった口話法等が主流であったがために手話を使用することが禁止されていた時代がありました。そのような時代にあっても、なお、手話が発展し続けてきたのは、手話がろう者の『いのち』であったからです。

ろう者は、お互いの気持ちを考え、理解し合うために、また、知識を蓄え、 文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

平成18年、国連総会で障害者権利条約が採択され、『手話は言語』であることが世界的に認められるようになりました。

手話は、手や指の動き、顔の表情を使う「目で見る言葉」であり、 ほかの言語とは異なる特徴を持つ一つの言語です。ろう者にとって最も自然で、自由に会話ができるのが手話なのです。



条例制定までの取り組み

●平成26年2月14日 「筑西市手話言語条例(仮称)」の制定を求める請願

●平成26年6月17日 「筑西市手話言語条例(仮称)」採択

●平成30年5月2日 自立支援協議会において手話言語条例検討会を開催

●平成30年7月2日~22日 手話言語条例案パブリックコメント実施

●平成30年7月27日 自立支援協議会においてパブリックコメント意見による

手話言語条例協議・実施

●平成30年8月7日 手話言語条例案決定

●平成30年9月27日 筑西市議会定例会において「手話言語条例」可決

●平成30年9月30日 筑西市手話言語条例施行

P

手話言語条例の概要

目的【第1条】

手話が全ての市民にとって大切な言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及、 手話の使用しやすい環境の整備を推進するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の 役割を明らかにし、全ての市民が心豊かに共生する地域社会の実現を目的とします。

定義【第2条】

「市民」とは本市に在住、在 勤、在学する者、又は本市区 域内において事業所、その他 の活動の拠点を置く事業者、 団体をいいます。

基本理念【第3条】

手話が身近なまちづくりは、全ての市民が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら心豊かに共生することができる地域社会を目指し、手話を使用する者の意思疎通を行う権利を尊重することを基本理念として推進されなければなりません。

市の責務【第4条】

市は、基本理念に基づき、手話が身近なまちづくりを推進するため、必要な施策を実施するものとします。

●市民の役割【第9条】

市民は、地域社会で共に暮らす一員として、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

●事業者の役割【第10条】

事業者は、手話を使用する者が利用しやすい手話に関するサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

●医療機関の役割【第11条】

医療法に規定する医療提供施設の開設者及び管理者は、提供する医療において手話を使用しやすい環境を整備、手話を使用する者に対し、正確かつ適切な情報提供をするよう努めるものとします。

市の役割

- ●手話に対する理解促進及び普及に関すること。-
- ●手話による情報提供、意思疎通に係る支援、情報取得に関すること。
- ●手話通訳者の確保及び手話通訳に係る環境の整備に関すること。-

●市長が手話が身近なまちづくりの推進に必要と認めること。-

- (第5条)

- ●教育機関、その他の関係各機関と連携し市民が手話を学ぶことができる機会の確保に努めます。(第6条) 学校教育において、児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めます。
- ●災害時において、手話を使用する者が必要な情報を迅速かつ確実に得ることができるよう情報提供 並びに情報取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講じるよう努めます。(第7条)
- ●手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。(第8条)





聞こえに障害がある人とは…

聞こえない、聞こえにくい人たちのことを「耳が不自由な人」や「聴覚障害者」という言い方をします。その聞こえの程度はいろいろで、補聴器を使用すれば聞こえる人、補聴器を使用しても聞こえない人など聞こえの状況は、一人一人違い、さまざまです。

「ろう者」「難聴者」「中途失聴者」など聴力の程度や聴力を失った時期によって言い方が違ってきます。

また、聞こえに障害がある人は、外見が普通の人と同じように見えることから、「見えない障害」とも言われています。

ろう者

生まれた時から聞こえないか乳幼児期に高熱などの病気で失聴した人をいいます。 言葉を獲得する前に聞こえなくなった場合は、話すことが困難となる人も多くいます。 外見では分かりにくいため、誤解されやすい障害です。

ろう者の多くは『手話』でコミュニケーションをしています。書けば通じると思われがちですが、育ってきた環境や教育により、言語の獲得や理解力、情報の取得、知識などに個人差が大きく、対応には配慮が必要です。

難聴者

聞こえにくい人のことを言います。聞こえの程度はさまざまで、音が聞こえても言葉までは聞き取れない人もいます。また、1対1では聞こえても集団では全く聞き取れない人もいます。会話の時は補聴器を使用しながら口元をみて言葉を読み取る人が多いので、口元がはっきり見えるように配慮したり、通じない時は紙に書いて伝える「筆談」という方法があります。

中途失聴者



言葉を獲得した後に失聴したので話すことはできるのですが、話せるから聞こえる と誤解され不便な思いをしている人がいます。

中途失聴者の中には手話ができる人もいますが筆談が有効です。





聞こえない人のコミュニケーション

聞こえない人の中には、それぞれの聞こえの状況に応じてコミュニケーションの 方法もさまざまです。

ひとつの方法だけを使っているのではなく、複数の方法を使い分けながらコミュニケーションをとっています。

手話(しゅわ)

手の形、位置、向きによって単語を表し、手指や体の動き、顔の表情などを映像的に表現する言葉です。ろう者にとって一番多く使われている方法で、コミュニケーションをとるうえで最も安心できる言語手段です。

指文字(ゆびもじ)

日本語の50音を指で表現します。人名、地名など、手話の補足に用いられます。

年配のろう者には通じにくい場合があります。

口話(こうわ)

口話の訓練を受けてきた人は、相手の口の動きを見て、話しの内容を理解することができる人もいます。簡単な言葉は読めますが、早口や紛らわしい口形は伝わりません。相手の顔を見て、ゆっくりはっきりと話しましょう。

筆談(ひつだん)

紙に書いてお互いの意思を伝え合います。中途失聴者や難聴者など日本語を習得した人には有効ですが、ろう者の中には文章が苦手な人もいます。筆談の場合は、ポイントを押さえ、簡単な文章と読みやすい字で書いてください。

空書(くうしょ)

空中に、伝えたいことを書く方法です。 ひらがなや簡単な漢字などは、空中に 文字を書くようにすると、相手の人は読 み取ります。

長い文章には向いていません。

こんな方法もあるよ!

紙も何もない時は、 手を黒板に見立て 字を書いて知らせ る方法もあります。



身振り(みぶり)

形や動きの特徴をとらえて体全体で表現します。







まる! OK!

ダメ !!

バイバイ!

聞こえない人と接するときは・・・・

● 聞こえない方は、後ろから声をかけられたり、突然話しかけられたりすると、 すぐに話に入れないことがあります。

まず、軽く肩を叩いて合図をし、視線を合わせてから話し始めると良いでしょう。

● 手話や口の動きを読み取るといった読話では、口元の動き、表情、身振りなどが意味を読み取る大きな手がかりとなります。顔を相手に向け、話題にしているものを指さしすることで情報を伝えることができます。

また、太陽の光や部屋の電気等は、逆光で情報の妨げになるので話す位置に気をつけましょう。

- マスクをしていると話の内容が分からず不安になったり、読話での情報を取得することができません。マスクをはずしてお話していただけると助かります。
- 手話通訳者が同行している時があります。

相手の話を知りたい・・・自分の気持ちを伝えたい・・・という聞こえない人の気持ちの表れとして理解し、手話通訳者は必要ないなど拒否しないようお願いします。

● 集会や会議などで話し合いの場に聞こえない人がいる場合は、聞こえる人たちだけで話を進めず本人にも伝わるコミュニケーション方法で伝えるよう心がけましょう。

事前に聞こえない人が出席すると分かっている場合には、手話通訳者を依頼しておくのも良いでしょう。



聞こえない人のコミュニケーションを支えているもの

手話通訳者

手話を使って、手話を声に変えたり、 声を手話に変えて、聞こえない人と健聴 者とのコミュニケーションを仲介します。



要約筆記者

聞こえない人に、声を文字に変えて伝えます。人数が少ない時は、紙に書きますが、講演会などでは、パソコンなどを使ってスクリーンに文字を映し出します。



●筑西市では、ろう者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を無料で行っております。 (病院の受診・面接・学校行事・社会生活上認められるもの等。)



(b)

手話通訳者の仕事

みなさんは、手話通訳をしている人をどこで見かけますか?

ろう者が社会参加をするとき、音声言語を手話に変え、手話を音声言語に変える 役割を担うのが、手話通訳者です。病院の診察などの1対1の場面、会議や集会など の多くの人がいる場面、テレビや政権放送などろう者の日常生活におけるコミュニケ ーションや情報提供の場面で活躍しています。

手話通訳者は専門的な知識や技術を習得し、あらゆる場面でろう者が主体的に社会参加できるよう援助している専門職です。もちろん、業務中に知りえた情報を第三者に漏らしてはならないという守秘義務を負っています。

筑西市では、手話言語条例をきっかけに手話通訳者を見ることや手話に興味を持ち、みなさんの中から「将来、手話通訳者になりたい」という人が増えてくることを願っています。

P

聞こえに障害がある人が困ること

聞こえない人は、外見からは聞こえないことが分からないため、生活の中で困る ことがたくさんあります。しかし、聞こえる人のちょっとした気づかいがあれば、 お互いのコミュニケーションをとることができます。

私たちにできることを考えてみましょう。

地域や職場で

相手の言う事が分からないだけでな く、声を出して話すことができない人も います。細かいことが伝わらなかったり、 誤解が生まれたりします。

電車やお店などで

電車に乗っている時、事故等で電車が 遅れるなど、駅でのアナウンスや店内の 放送が分からなかったりします。



地震や災害が起きた時

地震や災害が起きた時、防災無線が聞こえず危険な目にあったり、状況が分からず、逃げ遅れたりする心配があります。また、避難所では、支援物資などの情報が入らず、困ることがたくさんあります。



学校等の設置者のみなさまへ

聞こえに障害のある幼児・児童・生徒・学生が十分に教育が受けられる環境整備や支援をお願いします。

- ●聞こえに障害があっても学校生活に適応できるよう、手話を含むコミュニケーションについて 学ぶ機会を設けてください。まわりの人が手話を覚えて、気軽に話ができる環境を作ること も大切です。
- ●授業等では、板書・スライド・イラストを活用するなど、見て分かる工夫が理解につながります。
- ●授業の理解に必要な時は、学校側で手話通訳者や要約筆記者の手配をお願いします。
- ●周囲の雑音をできるだけ取り除くなど、配慮や工夫をお願いします。

【事業者・学校で手話教室などの講師依頼】

筑西市障がい福祉課へ問い合わせ下さい。

TEL: 0296-24-2105 FAX: 0296-25-2401





医療機関のみなさまへ

病院・医院は患者さんの命に関わる大切な機関であり、コミュニケーションがとても大切です。聞こえない人が信頼・安心して受診・相談できるよう患者さんの思いに寄り添った対応をお願いします。

【診察前】

- ●受付では、手話や筆談などで分かりやすく丁寧に対応をお願いします。
- ●名前を呼ばれても『いない』と思われることが多いので、そばに来て伝えるなど、合図の方法を確認し合ってください。

【診察時】

- ●診察や入院に関する説明は手話通訳者等と同行することが多いので、聞こえない人が状況を 十分に理解し、病気と向き合えるようお願いします。
- ●聞こえない人と会話をするときは、できるだけマスクを外してください。□の形や動きも説明 内容を理解する手助けとなります。

【入院時】

- ●入院中のコミュニケーションの方法は、聞こえない人の意見を尊重し確認しておきましょう。 (手話、筆談、口話、コミュニケーションボード等。)
- ●手術等に必要な説明等は、手話通訳者の依頼をするとよいでしょう。

【その他】

●聞こえない人は、電話などで診察の予約ができません。FAXやメールでの対応をお願いします。

事業者のみなさまへ

聞こえない人が職場でスムーズに適応し、持てる力を発揮できるよう配慮をお願いします。

- ●簡単な手話や職場で使う用語の手話表現を覚えるなど、聞こえない人が気軽に話ができる職場の雰囲気づくりをお願いします。職場で手話教室を開くのもいいですね。
- ●朝礼や打ち合わせなどで筆談するときは、短文で分かりやすく伝えてください。 また、表・イラストや写真などで見て分かる工夫をお願いします。
- ●大切な面談や会議、研修などは、事業者側で手話通訳者や要約筆記者の手配をお願いします。
- ●ハローワークの支援制度や高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターの支援 制度(事業主支援、ジョブコーチ支援など)を活用してください。

【ハローワーク筑西】

〒308-0821 筑西市成田628-1

TEL: 0296-22-2188



【高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 茨城障害者職業センター】

T309-1703

笠間市鯉渕6528-66

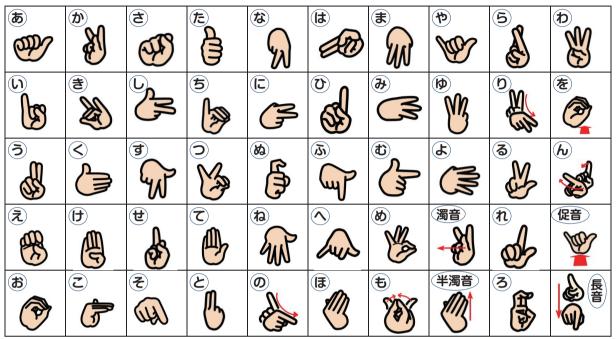
TEL: 0296-77-7373 FAX: 0296-77-4752





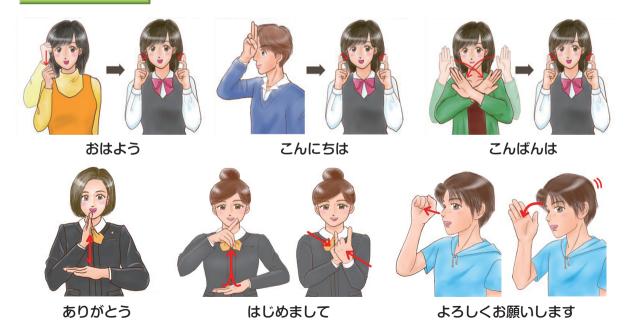
~指文字~

※この文字は相手から見たものです。



☆手話しゅわSHU SHU SHUより提供。

~ あいさつ ~







~災害時~









病院







手伝う

危ない 場所(どこ?)

~病院で~



分かる



分からない



苦しい



痛い



ケガ



大丈夫





手話通訳者派遣・その他の問い合わせは・・・

〒308-8616 筑西市丙360

筑西市役所

保健福祉部 障がい福祉課 TEL: 0296-24-2105

FAX:0296-25-2401

Email: fsyogai@city.chikusei.lg.jp

